

農林水産省



番号	制度名
農林水産省	
農水01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
農水02	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
農水03	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2農水01-1）

（評価実施府省：農林水産省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 (農業経営基盤強化準備金)					
措置内容	平成30年度時点	認定農地所有適格法人が、交付金等の交付を受けた場合において、認定計画に従って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるため、一定の金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項	租税特別措置法第61条の2、第68条の64						
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。						
創設年度	H19	過去の政策評価の実績	H22農水23、H24農水02、H26農水06、H27農水02、H28農水08、H29農水01、R1農水02	区分	延長		

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	1,349	9,697,754	5.9%	1,349,907
H24	1,640	12,382,363	6.3%	1,648,207
H25	1,583	10,455,278	5.8%	1,379,514
H26	1,310	8,535,737	9.5%	1,127,061
H27	2,122	16,480,326	5.7%	2,062,241
H28	2,903	22,239,883	4.0%	2,648,950
H29	3,165	23,864,495	3.4%	2,832,048
H30	2,863	18,678,998	4.2%	2,217,312

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業経営基盤強化準備金		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成29年度）が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 算出に当たっては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第189、201回国会提出）」の「農業経営基盤強化準備金」に記載の平成25年度及び平成30年度の適用件数を用いて算出した。 また、平成25年度から平成30年度までの5年間の平均増加率については、以下の計算式により算出した。 平均増加率 = (2,863（平成30年度実績）／1,583（平成25年度実績）) <sup>1/5</sup> - 1 = 0.1258... = 12.6%（小数点第2位を四捨五入）
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。

【農林水産省の補足説明】

① 評価書の「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】

① 対象交付金総額の各年の予算額は、本措置の積立対象交付金である「農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金」、「農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金」及び「水田活用直接支払交付金」について平成30年度～令和2年度の農林水産省所管予算各目明細書に記載の金額の合計を用いている。  
各年の交付金額は以下のとおり。

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金	206,479	199,836	216,322
農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金	74,552	74,031	64,457
水田活用直接支払交付金	330,400	321,500	305,000
対象交付金総額	611,430	595,366	585,779

別添1「1. 減税見込額積算」においても数値の出典を追記した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。

② 達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。

③ 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を活用した経営体に対して、本措置の効果についてアンケートを行ったところ、回答のあった101経営体のうち85経営体から、「計画的な固定資産の取得について効果があった」との回答を得た。このことから、本措置の直接的な効果は、農用地1,915ha × 85/101 = 1,612ha、農業用機械等5,113台 × 85/101 = 4,303台と推測される。加えて、101経営体のうち86経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、15経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる」と説明されているが、過去の効果（農地達成率99%（平成30年度及び令和元年度）並びに農業用機械等達成率99%（平成30年度及び令和元年度））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

<p>④ 達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を活用した経営体に対して、本措置の効果についてアンケートを行ったところ、回答のあった101経営体のうち85経営体から、「計画的な固定資産の取得について効果があった」との回答を得た。このことから、本措置の直接的な効果は、農用地1,915ha×85/101=1,612ha、農業用機械等5,113台×85/101=4,303台と推測される。加えて、101経営体のうち86経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、15経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる」と説明されているが、過去の効果（集積増加面積平成30年度31,304ha及び令和元年度22,853ha）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② 評価書の「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。</p> <p>③・④ 本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており、本措置を活用した経営体のうち69%（=70/101）の経営体において、本措置が固定資産取得への直接的な誘因として働いていると言える。</p> <p>このことから、③については、過去の達成率（農地達成率：94%（平成29年度）、99%（平成30年度）99%（令和元年度）並びに農業用機械等達成率：95%（平成29年度）、99%（平成30年度）、99%（令和元年度））に69%を乗じたもの（農地達成率：65%（平成29年度）、69%（平成30年度）、69%（令和元年度）、農業用機械等達成率：66%（平成29年度）、69%（平成30年度）、69%（令和元年度））が直接的な効果と見込まれる。</p> <p>同様に、④については、本措置を活用して取得した農用地面積（1,389ha（平成29年度）、1,183ha（平成30年度）、1,915ha（令和元年度））に69%を乗じたもの（958ha（平成29年度）、816ha（平成30年度）、1,322ha（令和元年度））が直接的な効果と見込まれる。</p> <p>なお、評価書に記載の過去の効果について修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており」との説明では、算定根拠に関して、「経営体」が法人のみを対象としているのか、また、アンケートをいつ実施したのかという調査の具体的な内容が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞ</p>
---

<p>れ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和2年度から令和4年度までの直接的効果は、毎年度、農用地1,885ha×85/101=1,586ha、農業用機械等5,031台×85/101=4,234台と推測される」と説明されているが、将来の効果（農地達成率99%（令和2年度から4年度まで）並びに農業用機械等達成率99%（令和2年度から4年度まで））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和2年度から令和4年度までの直接的効果は、毎年度、農用地1,885ha×85/101=1,586ha、農業用機械等5,031台×85/101=4,234台と推測される」と説明されているが、将来の効果（集積増加面積27,079ha（令和2年度から4年度まで））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② (6)の補足説明のとおり、本措置を活用した経営体に対するアンケートによれば、69%の経営体において、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており、将来にわたって69%の経営体において、本措置が農業用固定資産取得への直接的な誘因として働くことが想定される。</p> <p>このため、①の将来の直接的な効果については、令和2年度から4年度までの毎年度の達成率99%に69%を乗じた、農地達成率69%、農業用機械等達成率69%と見込まれる。</p> <p>加えて、②の将来の直接的な効果については、毎年度、農用地1,885ha×69%=1,300haと推測される。</p> <p>また、①及び②ともに本措置の直接的な効果を検証する方法について、評価書に、引き続き本措置を活用する経営体に対しアンケートを実施する旨を追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており」との説明では、算定根拠に関して、「経営体」が法人のみを対象としているのか、また、アンケートをいつ実施したのかという調査の具体的な内容が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2農水01-2）

（評価実施府省：農林水産省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 (農用地等を取得した場合の課税の特例)					
措置内容	平成30年度時点	農業経営基盤強化準備金を積み立てている法人（農業経営基盤強化準備金の積立てができる法人を含む。）が、認定計画に従って農用地又は特定農業用機械等の取得等をした場合には、準備金の益金算入額等の範囲内で圧縮記帳ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項	租税特別措置法第61条の3、第68条の65						
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。						
創設年度	H19	過去の政策評価の実績	H22農水23、H24農水02、H26農水06、H27農水02、H28農水08、H29農水01、R1農水02	区分	延長		

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	655	4,549,331	7.2%	633,291
H24	823	6,099,943	7.3%	811,851
H25	956	7,348,401	9.3%	969,566
H26	947	6,889,448	6.9%	909,595
H27	974	7,249,374	6.4%	907,140
H28	1,304	10,499,803	8.0%	1,250,616
H29	1,724	14,307,507	5.0%	1,697,855
H30	1,970	16,821,714	5.4%	1,996,843

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載



点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農用地等を取得した場合の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成29年度）が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 算出に当たっては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第189、201回国会提出）」の「農用地等を取得した場合の課税の特例」に記載の平成25年度及び平成30年度の適用件数を用いて算出した。 また、平成25年度から平成30年度までの5年間の平均増加率については、以下の計算式により算出した。 平均増加率 = (1,970（平成30年度実績）／956（平成25年度実績）) <sup>1/（5-1）</sup> - 1 = 0.1555... = 15.6%（小数点第2位を四捨五入）
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
-------------------------	---

【農林水産省の補足説明】

① 評価書の「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】

① 対象交付金総額の各年の予算額は、本措置の積立対象交付金である「農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金」、「農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金」及び「水田活用直接支払交付金」について平成30年度～令和2年度の農林水産省所管予算各目明細書に記載の金額の合計を用いている。  
各年の交付金額は以下のとおり。

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金	206,479	199,836	216,322
農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金	74,552	74,031	64,457
水田活用直接支払交付金	330,400	321,500	305,000
対象交付金総額	611,430	595,366	585,779

別添1「1. 減税見込額積算」においても数値の出典を追記した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。

② 達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。

③ 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を活用した経営体に対して、本措置の効果についてアンケートを行ったところ、回答のあった101経営体のうち85経営体から、「計画的な固定資産の取得について効果があった」との回答を得た。このことから、本措置の直接的な効果は、農用地1,915ha × 85/101 = 1,612ha、農業用機械等5,113台 × 85/101 = 4,303台と推測される。加えて、101経営体のうち86経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、15経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる」と説明されているが、過去の効果（農地達成率99%（平成30年度及び令和元年度）並びに農業用機械等達成率99%（平成30年度及び令和元年度））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

<p>④ 達成目標（令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を活用した経営体に対して、本措置の効果についてアンケートを行ったところ、回答のあった101経営体のうち85経営体から、「計画的な固定資産の取得について効果があった」との回答を得た。このことから、本措置の直接的な効果は、農用地1,915ha×85/101=1,612ha、農業用機械等5,113台×85/101=4,303台と推測される。加えて、101経営体のうち86経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、15経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる」と説明されているが、過去の効果（集積増加面積平成30年度31,304ha及び令和元年度22,853ha）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② 評価書の「6 評価実施時期及び分析対象期間」欄の分析対象期間（平成30年度から令和4年度）について、「平成29年度から令和4年度まで」に修正するとともに、平成29年度の実績を追記した。</p> <p>③・④ 本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており、本措置を活用した経営体のうち69%（=70/101）の経営体において、本措置が固定資産取得への直接的な誘因として働いていると言える。</p> <p>このことから、③については、過去の達成率（農地達成率：94%（平成29年度）、99%（平成30年度）99%（令和元年度）並びに農業用機械等達成率：95%（平成29年度）、99%（平成30年度）、99%（令和元年度））に69%を乗じたもの（農地達成率：65%（平成29年度）、69%（平成30年度）、69%（令和元年度）、農業用機械等達成率：66%（平成29年度）、69%（平成30年度）、69%（令和元年度））が直接的な効果と見込まれる。</p> <p>同様に、④については、本措置を活用して取得した農用地面積（1,389ha（平成29年度）、1,183ha（平成30年度）、1,915ha（令和元年度））に69%を乗じたもの（958ha（平成29年度）、816ha（平成30年度）、1,322ha（令和元年度））が直接的な効果と見込まれる。</p> <p>なお、評価書に記載の過去の効果について修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており」との説明では、算定根拠に関して、「経営体」が法人のみを対象としているのか、また、アンケートをいつ実施したのかという調査の具体的な内容が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞ</p>
---

<p>れ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和2年度から令和4年度までの直接的効果は、毎年度、農用地1,885ha×85/101=1,586ha、農業用機械等5,031台×85/101=4,234台と推測される」と説明されているが、将来の効果（農地達成率99%（令和2年度から4年度まで）並びに農業用機械等達成率99%（令和2年度から4年度まで））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和2年度から令和4年度までの直接的効果は、毎年度、農用地1,885ha×85/101=1,586ha、農業用機械等5,031台×85/101=4,234台と推測される」と説明されているが、将来の効果（集積増加面積27,079ha（令和2年度から4年度まで））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② (6)の補足説明のとおり、本措置を活用した経営体に対するアンケートによれば、69%の経営体において、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており、将来にわたって69%の経営体において、本措置が農業用固定資産取得への直接的な誘因として働くことが想定される。</p> <p>このため、①の将来の直接的な効果については、令和2年度から4年度までの毎年度の達成率99%に69%を乗じた、農地達成率69%、農業用機械等達成率69%と見込まれる。</p> <p>加えて、②の将来の直接的な効果については、毎年度、農用地1,885ha×69%=1,300haと推測される。</p> <p>また、①及び②ともに本措置の直接的な効果を検証する方法について、評価書に、引き続き本措置を活用する経営体に対しアンケートを実施する旨を追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本措置を活用した経営体に対するアンケートにおいては、本措置がどの程度農業用固定資産の取得に寄与しているかを測定するために、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できたか」についてのアンケートも行っており、その結果においては、回答のあった101経営体のうち70経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得ており」との説明では、算定根拠に関して、「経営体」が法人のみを対象としているのか、また、アンケートをいつ実施したのかという調査の具体的な内容が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	(法人税：義) (国税1) (法人住民税、法人事業税：義(自動連動)) (地方税3)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	(所得税：外) (国税1) (個人住民税：外(自動連動)) (地方税3)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <b>延長</b> 】 <b>単独</b> ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。
		《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 法人：租税特別措置法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65 個人：租税特別措置法第24条の2及び24条の3
5	担当部局	経営局経営政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和2年4月～8月 分析対象期間：平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成19年度 創設 平成21年度 2年延長・拡充 i 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税） ii 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税） 平成22年度 拡充・縮減 i 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ii 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し

		平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更 平成26年度 対象交付金の見直し 平成27年度 2年延長・拡充・縮減 i 対象者に認定新規就農者（個人）を追加 ii 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 iii 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 iv 特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外 平成29年度 1年延長 平成30年度 2年延長・縮減 i 米の直接支払交付金を対象交付金から除外 ii 特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外 令和2年度 1年延長	
8	適用又は延長期間	令和3年4月～令和5年3月	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。  《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 （1）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 ①認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  《中目標》 農業の持続的な発展  《政策分野》 ⑥担い手の育成・確保等農業経営の安定化
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農地中間管理機構を通じた利用権設定等の支援措置と併せ、本措置の活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促すことにより、認定農業者等の規模拡大を実現し、担い手への農地集積・集約化を加速する。 具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した	

		<p>実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上となることを引き続き目指す。</p> <p>また、農地中間管理機構を通じた利用権設定と相まって、本措置を活用した農地の集積を進めることで、令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を 80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で 14 万 ha、最終年度（2年間）で 28 万 ha を増加させることを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約化に資する。</p>																					
10	有効性等	<p>①：適用数</p> <p>適用数</p> <p style="text-align: right;">単位：法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営 基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した 場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29</td> <td>3,165</td> <td>1,724</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>2,863</td> <td>1,970</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>3,223</td> <td>2,277</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>3,630</td> <td>2,633</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>3,630</td> <td>2,633</td> </tr> <tr> <td>4（見込）</td> <td>3,630</td> <td>2,633</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 29～30 年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用数。見込みの算定根拠は別添 1 参照。</p>	年度	農業経営 基盤強化準備金	農用地等を取得した 場合の課税の特例	平成 29	3,165	1,724	30	2,863	1,970	令和元（見込）	3,223	2,277	2（見込）	3,630	2,633	3（見込）	3,630	2,633	4（見込）	3,630	2,633
年度	農業経営 基盤強化準備金	農用地等を取得した 場合の課税の特例																					
平成 29	3,165	1,724																					
30	2,863	1,970																					
令和元（見込）	3,223	2,277																					
2（見込）	3,630	2,633																					
3（見込）	3,630	2,633																					
4（見込）	3,630	2,633																					

	②：適用額	<p>国税における適用額</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29</td> <td>239</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>187</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>182</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>179</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>179</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>4（見込）</td> <td>179</td> <td>161</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 29～30 年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。見込みの算定根拠は別添 1 参照。</p>	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	平成 29	239	143	30	187	168	令和元（見込）	182	164	2（見込）	179	161	3（見込）	179	161	4（見込）	179	161																		
年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																																							
平成 29	239	143																																							
30	187	168																																							
令和元（見込）	182	164																																							
2（見込）	179	161																																							
3（見込）	179	161																																							
4（見込）	179	161																																							
	③：減収額	<p>国税及び地方税における減収額</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">農業経営 基盤強化準備金</th> <th colspan="2">農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> <tr> <th>国税</th> <th>地方税</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29</td> <td>35.9</td> <td>28.3</td> <td>21.5</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>28.1</td> <td>22.2</td> <td>25.2</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>27.3</td> <td>21.6</td> <td>24.5</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>26.9</td> <td>21.2</td> <td>24.1</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>26.9</td> <td>21.2</td> <td>24.1</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>4（見込）</td> <td>26.9</td> <td>21.2</td> <td>24.1</td> <td>19.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 29～30 年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告）による。見込みの算定根拠及び地方税の税目（道府県民税、市町村民税、事業税、地方法人特別税）の内訳については別添 1 参照。</p>	年度	農業経営 基盤強化準備金		農用地等を取得した場合の課税の特例		国税	地方税	国税	地方税	平成 29	35.9	28.3	21.5	17.0	30	28.1	22.2	25.2	20.0	令和元（見込）	27.3	21.6	24.5	19.4	2（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1	3（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1	4（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1
年度	農業経営 基盤強化準備金			農用地等を取得した場合の課税の特例																																					
	国税	地方税	国税	地方税																																					
平成 29	35.9	28.3	21.5	17.0																																					
30	28.1	22.2	25.2	20.0																																					
令和元（見込）	27.3	21.6	24.5	19.4																																					
2（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1																																					
3（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1																																					
4（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1																																					



④: 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するもの。</p> <p>測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、令和元年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で99.5%、農業用機械等で99.2%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している。</p> <p>このように、令和元年度までは各年度において目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>担い手が利用する農地面積については、農地中間管理機構や各種事業等を総合的に講じることで担い手への農地の集積・集約化を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、地域の未来の設計図である人・農地プランの実質化（農業者の就農状況等を「見える化」した地図を用いて地域で話し合いを行い、将来の農地利用を担う経営体のあり方を決める取組）を進めつつ、引き続き本制度により地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大を促す必要がある。</p> <p style="text-align: center;">(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）と取得実績（令和元年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">①農用地</td> <td style="text-align: center;">取得計画面積</td> <td style="text-align: center;">1,925ha</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得実績</td> <td style="text-align: center;">1,915ha</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">達成率（B/A）</td> <td style="text-align: center;">99.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">②農業用機械等</td> <td style="text-align: center;">取得計画台数</td> <td style="text-align: center;">5,152台</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得実績</td> <td style="text-align: center;">5,113台</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">達成率（B/A）</td> <td style="text-align: center;">99.2%</td> <td></td> </tr> </table>	①農用地	取得計画面積	1,925ha	A	取得実績	1,915ha	B	達成率（B/A）	99.5%		②農業用機械等	取得計画台数	5,152台	A	取得実績	5,113台	B	達成率（B/A）	99.2%	
①農用地	取得計画面積	1,925ha		A																		
	取得実績	1,915ha		B																		
	達成率（B/A）	99.5%																				
②農業用機械等	取得計画台数	5,152台	A																			
	取得実績	5,113台	B																			
	達成率（B/A）	99.2%																				

(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移						
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)
農地	取得計画	1,483ha	1,185ha	1,925ha	1,894ha	1,894ha
	取得実績	1,389ha	1,183ha	1,915ha	1,885ha	1,885ha
	(達成率)	94%	99%	99%	99%	99%
農業用機械等	取得計画	4,202台	5,106台	5,152台	5,069台	5,069台
	取得実績	3,987台	5,073台	5,113台	5,031台	5,031台
	(達成率)	95%	99%	99%	99%	99%

※ (1)～(2)の令和元年度までの実績値は、地方農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。令和2年度～令和4年度の推計値は、令和元年度と令和2年度予算の交付金増減率により算出し、令和3・令和4年度は同数とした。

本措置は平成19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、令和2年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。

(3) 担い手が利用する農地面積の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)
年間集積 目標面積	140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha
集積増加 面積	41,014ha	31,304ha	22,853ha	31,732ha	31,732ha	31,732ha
(達成率)	29%	22%	16%	23%	23%	23%

※ 農林水産省調べ

※ 令和元年度に機構法等の改正を行い、人・農地プラン実質化等の見直しを行ったところであり、今後より一層農地集積に向けた取組が強化され、担い手への集積面積の増加が見込まれるが、現時点で正確に算出することが困難のため、令和2年度以降の推計値については、平成29年度から令和元年度までの3カ年平均値とした。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置を活用した経営体に対して、本措置の効果についてアンケートを行ったところ、回答のあった101経営体のうち70（69%）経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得た。

このことから、本措置を活用した経営体のうち69%の経営体において、本措置が農業用固定資産取得への直接的な誘因として働いていると言える。また、本措置による農業用固定資産への投資促進の効果は、今後も同様に見込まれるものと考えられる。

このため、本措置の直接的な効果を以下のとおり推計した。

【準備金による固定資産の取得】

各年度の達成率に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
農用地達成率	94%	99%	99%
うち直接的効果分	65%	68%	68%
農業用機械等達成率	95%	99%	99%
うち直接的効果分	66%	68%	68%

  

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
農用地達成率	99%	99%	99%
うち直接的効果分	68%	68%	68%
農業用機械等達成率	99%	99%	99%
うち直接的効果分	68%	68%	68%

**【担い手が利用する農地面積】**  
各年度の本措置による農用地の取得面積に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
農用地取得面積	1,389ha	1,183ha	1,915ha
うち直接的効果分	958ha	816ha	1,322ha

  

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
農用地取得面積	1,885ha	1,885ha	1,885ha
うち直接的効果分	1,300ha	1,300ha	1,300ha

担い手への農地の集積・集約化は、本措置だけでなく、農地中間管理機構を通じた利用権設定など各種施策を総合的に講じることで達成を目指すものである。本措置においても、令和元年度に農用地 1,915ha のほか農業用機械等 5,113 台の取得が行われており、規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしている。

加えて、アンケートにおいては、101 経営体のうち 86 経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、15 経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる。

今後も本措置の直接的な効果を検証・予測するため、引き続き本措置を活用する経営体に対しアンケートを実施する。

《租税特別措置等が延長されなかった場合の影響》  
(分析対象期間：令和 2～令和 4 年度)  
本措置の今後の活用計画（令和元年度末ベース）は、以下のとおり。

農地等の取得計画 1,067 億円  
準備金積立残高 720 億円  
今後の積立等必要額 347 億円

※ 1 税制特別適用実績調査（悉皆調査）による。  
2 「本措置の今後の活用計画（令和元年度末ベース）」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

担い手の経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要があるが、本措置が延長されない場合には、その投資額の蓄積が進まず、経営規模の拡大が困難となる。その結果、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まず、担い手への農地利用の集積に甚大な支障が生じるものと推測される。

⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

ある要件を満たした農業経営基盤強化準備金を積み立てた損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農地への投資及び農業用機械等への投資による減収額が 9,289 百万円となる（いずれも令和元年度）。

農地への投資が 3,692 百万円、農業用機械等への投資が 20,735 百万円となり、農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として 31,079 百万円となる。

生産誘発額の内訳

- ・（直接効果）対象農地・機械等の生産増加額 17,331 百万円
- ・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金属製品等で 13,748 百万円

(単位：百万円)

		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)
減収額	国 税	5,730	5,325	5,185	5,102	5,102	5,102
	地方税	4,530	4,214	4,103	4,037	4,037	4,037
	計	10,260	9,539	9,289	9,139	9,139	9,139
波及効果 (総額)		25,186	29,908	31,079	30,578	30,578	30,578

※ 算出根拠：別添 1 参照

減収額が 9,289 百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による波及効果は 31,079 百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。

別添1

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	経営所得安定対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。 一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特別措置を講じるものである。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価 令和元年8月（農水02）	

1. 減税見込額算出

(1) 対象交付金増減率

対象交付金総額のH30年度予算額-R元年度予算額の増減率：(595,366百万円-611,430百万円)÷611,430百万円×▲2.63%

対象交付金総額のR元年度予算額-R2年度予算額の増減率：(585,779百万円-595,366百万円)÷595,366百万円×▲1.61%

(算出の基礎としたデータについて)

○対象交付金総額の各年の予算額は、平成30年度～令和2年度の農林水産省所管予算目明細書の「農業経営安定事業生産条件不利修正対策交付金」、「農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金」及び「水田活用直接支払交付金」の額の合計

(2) 適用件数の算出

適用件数の算出 5ヶ年増加率平均

	H25年度	H30年度	平均増加率
適用件数計	2,539	4,833	13.7%
農業経営基盤強化準備金	1,583	2,883	12.6%
農用地等を取得した場合の課税の特例	956	1,970	15.6%

(算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189-201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数

(3) 法人税の適用総額・減税見込額の算出

年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等取得した場合の課税の特例
H29年度	239億円(H29年度適用総額)×15%(税率)=35.9億円(減税額)	143億円(H29年度適用総額)×15%(税率)=21.5億円(減税額)
H30年度	187億円(H30年度適用総額)×15%(税率)=28.1億円(減税額)	168億円(H30年度適用総額)×15%(税率)=25.2億円(減税額)
R元年度(見込)	182億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=27.3億円(減税額・見込)	168億円(H30年度適用総額)×(100%+▲2.63%)(交付金増加率)=182億円(R元年度適用見込額)
R2年度(見込)	184億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=27.6億円(減税額・見込)	164億円(H30年度適用総額)×(100%+▲1.61%)(交付金増加率)=164億円(R元年度適用見込額)
R3年度(見込)	179億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=26.9億円(減税額・見込)	161億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)=24.2億円(減税額・見込)
R4年度(見込)	179億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=26.9億円(減税額・見込)	161億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)=24.2億円(減税額・見込)

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189-201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

(1) 国税

区分	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R元年度(見込)	R2年度(見込)	R3年度(見込)	R4年度(見込)
対象者数注1	18,514	19,503	20,681	21,930	23,255	24,660
適用件数(法人)注2	3,165	2,863	3,224	3,630	3,630	3,630
適用総額(億円)注3	1,724	1,970	2,277	2,633	2,633	2,633
減税見込額(億円)注4	255	281	273	269	269	269
合計(百万円)	5,730	5,325	5,185	5,102	5,102	5,102

注1)対象者数は、農地所有権持法人(農林水産省設置機関)、R元年度以降は見込み値。

注2)H29年度とH30年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の適用件数を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に(1)で算出した適用件数5ヶ年の増加率平均を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出した。R3年度以降はR2年度と同額とした。

注3)H29年度とH30年度の適用総額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の適用総額を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出した。R3年度以降はR2年度と同額とした。計算式は(3)のとおり。

注4)減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率(15%)を乗じて算出した。計算式は(1)(3)のとおり。

(2) 地方税

区分	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R元年度(見込)	R2年度(見込)	R3年度(見込)	R4年度(見込)
対象者数注1	18,514	19,503	20,681	21,930	23,255	24,660
適用件数(法人)注2	3,165	2,863	3,224	3,630	3,630	3,630
適用総額(億円)注3	1,724	1,970	2,277	2,633	2,633	2,633
減税見込額(百万円)注4	450	421	413	403	403	403

注1)対象者数は、農地所有権持法人(農林水産省設置機関)、R元年度以降は見込み値。

注2)H29年度とH30年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の適用件数を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に(1)で算出した適用件数5ヶ年の増加率平均を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出した。R3年度以降はR2年度と同額とした。

注3)H29年度とH30年度の適用総額は、「地方税における負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の影響額を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出した。R3年度以降はR2年度と同額とした。計算式は以下の通り。(農業経営基盤強化準備金の地方税計の計算式。その他の項目は農用地等取得した場合の課税の特例も同様の方法で算出した。)

【農業経営基盤強化準備金】

R元見込=2,217(H30実績)×(100-2.63)%=2,159

R2見込=2,159(R元見込)×(100-1.61)%=2,124

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

○「地方税における負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第189回・第201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等取得した場合の課税の特例」の影響額

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2農水02）

（評価実施府省：農林水産省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)					
措置内容	平成30年度時点	農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者が、事業再編促進機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の40%（建物等は45%）の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	対象事業に肥料、農薬、配合飼料及び農業用機械の卸売事業及び小売事業を追加					
政策目的		農業競争力強化支援法に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項	租税特別措置法第46条の2、第68条の33						
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。						
創設年度	H29	過去の政策評価の実績	H28農水（認定事業再編事業者を対象とする割増償却の特例）、H30農水01、R1農水01	区分	延長		

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23				
H24				
H25				
H26				
H27				
H28				
H29	1	41	-	5
H30	1	492	-	58

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載



点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））は、資材の価格という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ「低廉な農業資材の供給」を図るための措置を講じていることから、その成果として「資材費の低減」を達成目標とすることが妥当。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 不足していた平成29年度の実績を評価書に追加した。</p> <p>② 平成30年度実績について、租税特別措置の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の実態調査結果は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度における特例措置の適用数を記載しているものと承知している。一方、当方で記載した適用数については、上記期間に事業年度を終了した事業者から、農業競争力強化支援法施行規則に基づき提出された実施状況報告に基づくものであり、適用実態を反映させるため、当該報告に基づく適用数を用いたものである。なお、両者の数値が異なる理由は承知していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度及び30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 不足していた平成29年度の実績を評価書に追加した。</p> <p>② 平成30年度実績について、租税特別措置の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の実態調査結果は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了した事業年度における特例措置の適用額を記載しているものと承知している。一方、当方で記載した減収額については、上記期間に事業年度を終了した事業者から、農業競争力強化支援法施行規則に基づき提出された実施状況報告に基づき計算したものであり、適用実態を反映させるため、当該報告に基づき計算した減収額を用いたものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（平成30年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））に対する過去の直接的な効果について、「令和元年度においては、対象となる事業全体で約800億円の設備投資が見込まれていたものの、事業者の経営環境の変化等により計画年度どおりの活用とはならず、当初よりも遅れがみられているが、計画期間内の活用は見込まれる状況であり、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる」と説明されているが、過去の効果（資材費低減平成30年度▲1.5%及び令和元年度▲1.7%）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 不足していた平成29年度の実績を評価書に追加した。</p> <p>② 法施行後の運用初期においては、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたことから、平成30年度の適用件数は5件となっているが、その後、事業者の理解も進み、各業界からの問い合わせも増えてきている状況である。本特例措置は、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置の活用により、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えている。</p>

<p>③ 本措置は、農業競争力強化支援法に基づき、事業再編等の取組を支援するためのものであり、本法を適切に運用し、農業の競争力を強化していくためには本措置のみでなく、他のあらゆる手段も講じて推進・支援をしていく必要がある。このため、他の要因の影響を除いた（本措置に特化した）本特例の直接的な効果の把握は困難。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「平成29年には5件、平成30年度には11件、令和元年度には7件の事業再編計画の認定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところであり、事業者の経営体質の強化に効果を上げている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本特例措置は、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置の活用により、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えている」との説明では、達成目標である資材費との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和5年度までに資材費を2.5%低減させる（令和4年度▲2.3%））に対する将来の直接的な効果について、「令和元年度においては、対象となる事業全体で約800億円の設備投資が見込まれていたものの、事業者の経営環境の変化等により計画年度どおりの活用とはならず、当初よりも遅れがみられているが、計画期間内での活用は見込まれる状況であり、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる」と説明されているが、将来の効果（資材費低減見込み令和2年度▲1.9%、3年度▲2.1%及び4年度▲2.3%）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p><b>【農林水産省の補足説明】</b></p> <p>① 令和5年までに資材費を2.5%低減（対平成28年比）させるという目標に対し、平成30年までに1.5%低減しているが、令和元年からの5年間では、新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進むことで、残りの1.0%が低減していくと考えており、年度ごとの目標値は、便宜的に令和元年から令和5年まで、毎年同率の低減率としている。</p> <p>② 本措置は、農業競争力強化支援法に基づき、事業再編等の取組を支援するためのものであり、本法を適切に運用し、農業の競争力を強化していくためには本措置のみでなく、他のあらゆる手段も講じて推進・支援をしていく必要がある。このため、他の要因の影響を除いた（本措置に特化した）本特例の直接的な効果の把握は困難。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「令和元年からの5年間では、新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進むことで、残りの1.0%が低減していくと考えており、年度ごとの目標値は、便宜的に令和元年から令和5年まで、毎年同率の低減率としている」との説明では、具体的な算定根拠が明らかにされておらず、将来の効果を達成目標から逆算しているものと考えられることから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税 02) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
		②: 上記以外の税目 (所得税：外) (国税 02) (住民税：外) (地方税)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <b>延長</b> 】 <b>単独</b> 主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40% (建物及びその附属設備並びに構築物は45%) を割増償却。
		《要望の内容》 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却について、適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第13条の2 法人税 租税特別措置法第46の2、第68条の33
5	担当部局	農林水産省生産局技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和2年8月 分析対象期間：平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度 創設 平成31年度 延長 令和2年度 対象業種に「農業資材（肥料・農薬・配合飼料・農業機械）の卸売・小売事業」を追加
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。  このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な

		競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成29年5月19日に可決・成立し、同年8月1日より施行された。  農業競争力強化支援法第16条第2項において、「政府は、おおむね5年ごとに、(中略)良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされており、また、同法附則により、「最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね2年以内に行うものとする」とされている。このため、小規模で後継者不足が顕在化している農業資材の卸売・小売業の合理化を後押しする観点から、事業再編及び事業参入の対象業種を追加する改正省令を令和2年4月1日に施行した。  本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。  《政策目的の根拠》 「農業競争力強化支援法」(抜粋) (平成29年5月19日法律第35号) 第1条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。  「成長戦略(2020年) 成長戦略フォローアップ」 (令和2年7月17日閣議決定) 6 個別分野の取組 (2) 新たに講ずべき具体的施策 v) 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 ②農業改革の加速 イ) バリューチェーンにおける改革の推進 ・ 農業競争力強化支援法に基づき、2020年4月に対象化された農業資材卸売・小売事業を含め、資材・流通業界の再編などの取組を進める。
--	--	--

		<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2020」 (令和2年7月17日閣議決定) 第3章「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化 ② 農林水産業の活性化 感染症の影響も踏まえ、農林水産業の生産基盤を強化していくため、引き続き「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、農林水産業を成長産業にしつつ、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ① 新たな価値の創出による需要の開拓 ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>	
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給等の実現を図るための施策の一環として、設備投資や事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する。 設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることとし、令和5年度までに資材費を2.5%低減させる。 年度毎の目標（令和4年度▲2.3%、令和3年度▲2.1%、令和2年度▲1.9%、令和元年度▲1.7%、）  (目標の基準値及びその内訳) 平成28年産米における10a当たりの資材費 18,719円 (肥料費 9,313円＋農業薬剤費 7,464円＋その他諸材料費 1,942円＝18,719円（農業経営統計調査 平成28年産米生産費）)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (測定指標) 設備投資や事業再編による経営の合理化に伴う資材価格への反映として米10a当たりの資材費</p>	

		<p>(達成目標実現による寄与) 農業資材にかかる経営の合理化が図られることにより、生産量の増加、収益力の向上、製造コストの低減等へとつながり、それが資材価格へと反映され、資材費の低減が期待される。また、これにより、農業者のコスト負担が減少するため、経営の安定に寄与する。 現時点で、農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は1件あり、当該計画では、新たな設備投資により工場稼働率の向上（目標：平成29年度70%に対し令和元年度100%、実績：令和元年度95%）及び作業の省力化を可能とする生産資材の販売を拡大（目標：平成29年度比12%増加、実績：平成29年度比4.9%増加）を達成。これらの取組が農業者の施肥量及び施肥作業の省力化、生産コスト削減につながっていくと考えている。</p>																												
10 有効性等	①: 適用数	<p>単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度 (実績)</th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (見込)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>44</td> <td>77</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。 ※ 平成29年度から令和元年度の適用数は、事業者からの実績報告。平成30年度実績について、租税特別措置の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の実態調査結果における適用数と事業者から提出された実施状況報告書に基づく報告数が異なることから、適用実態を反映させるため、事業者からの報告数を用いた。 ※ 令和2年度～令和4年度の適用数は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。 ※ 別添1参照。</p>		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	適用数	1	5	5	44	77	109														
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)																								
適用数	1	5	5	44	77	109																								
	②: 適用額	<p>単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度 (実績)</th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (見込)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>67.5</td> <td>100.9</td> <td>1,889.8</td> <td>3,824.8</td> <td>5,759.8</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>15.7</td> <td>23.4</td> <td>438.4</td> <td>887.3</td> <td>1336.1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>67.5</td> <td>100.9</td> <td>1,889.8</td> <td>3,824.8</td> <td>5,759.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29年度から令和元年度の法人税及び法人事業税の適用額は、事業者からの実績報告。法人住民税の適用額は、法人税適用額をもとに算出。 ※ 令和2年度～令和4年度の適用額は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み</p>		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	法人税	0	67.5	100.9	1,889.8	3,824.8	5,759.8	法人住民税	0	15.7	23.4	438.4	887.3	1336.1	法人事業税	0	67.5	100.9	1,889.8	3,824.8	5,759.8
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)																								
法人税	0	67.5	100.9	1,889.8	3,824.8	5,759.8																								
法人住民税	0	15.7	23.4	438.4	887.3	1336.1																								
法人事業税	0	67.5	100.9	1,889.8	3,824.8	5,759.8																								



	<p>等をもとに推計。 ※ 別添1参照。</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者を対象としており、法制定時から対象となっている飲食料品製造事業、飲食料品卸売・小売事業、肥料・農薬・配合飼料製造事業に加え、令和2年4月より、肥料・農薬配合飼料・農業機械卸売・小売事業を追加した。このため、特定の者に偏った利用とはならないと考えられる。</p>																																			
③: 減収額	<p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29年度 (実績)</th> <th>平成 30年度 (実績)</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (見込)</th> <th>令和 3年度 (見込)</th> <th>令和 4年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>15.7</td> <td>23.4</td> <td>438.4</td> <td>887.3</td> <td>1,336.1</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>2.0</td> <td>1.6</td> <td>30.7</td> <td>62.1</td> <td>93.5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>7.0</td> <td>4.9</td> <td>122.3</td> <td>247.6</td> <td>372.8</td> </tr> <tr> <td>減収額 計</td> <td>0</td> <td>24.7</td> <td>29.9</td> <td>591.4</td> <td>1,197.0</td> <td>1,802.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29年度から令和元年度の法人税減収額は、事業者からの報告。法人住民税及び法人事業税は、法人税減収額をもとに算出。 ※ 令和2年度～令和4年度の減収額は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。 ※ 別添1参照。</p>		平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	法人税	0	15.7	23.4	438.4	887.3	1,336.1	法人住民税	0	2.0	1.6	30.7	62.1	93.5	法人事業税	0	7.0	4.9	122.3	247.6	372.8	減収額 計	0	24.7	29.9	591.4	1,197.0	1,802.4
	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)																														
法人税	0	15.7	23.4	438.4	887.3	1,336.1																														
法人住民税	0	2.0	1.6	30.7	62.1	93.5																														
法人事業税	0	7.0	4.9	122.3	247.6	372.8																														
減収額 計	0	24.7	29.9	591.4	1,197.0	1,802.4																														
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 農業競争力強化支援法の施行は平成29年8月1日であるが、平成29年には5件、平成30年度には11件、令和元年度には7件の事業再編計画の認定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところであり、事業者の経営体質の強化に効果を上げている。また、令和2年8月末現在で新たに2件事業再編計画の認定が行われ、現在も複数件の相談を受けており、今後も本特例措置の活用が見込まれている。 なお、令和元年度に係る米の資材費（農業経営統計調査における米生産費調査）は令和2年12月頃に公表される予定。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 前回評価時（令和元年8月評価）からの目標として「平成28年産米における10a当たりの資材費を令和5年度までに2.5%低減する。」こととしており、平成30年度実績としては、1.5%の低減となっている（※1及び※2）。 平成28年度と比べ、平成30年度の燃油価格や賃金単価等の上昇（原油：+72.2%、賃金：+0.7%）といった外的要因の影響</p>																																			

	<p>や法による施策等の効果の発現に時間を要することから、令和元年度以降は、一定割合で低減すると見込んでいる（※3）。 令和元年度においては、対象となる事業全体で約800億円の設備投資が見込まれていたものの、事業者の経営環境の変化等により計画年度ごとの活用とはならず、当初よりも遅れがみられているが、計画期間内での活用は見込まれる状況であり、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる。 なお、農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は現時点で1件あり、当該事業者からは、「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役立ち、新工場による生産活動を軌道に乗せることができた。」との報告を受けた。現在、本特例措置を活用中の事業者からも同様に、「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」との報告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備投資の推進に大きく寄与している。 ※1 平成30年度の資材費低減実績 平成30年度実績（単年度）▲1.5% (18,439円/10a(30年度資材費*1)÷18,719円/10a(28年度資材費*2))-1=▲1.5%(増減率)</p> <p>※2 農業競争力強化支援法により設備投資や業界再編を進め、農業資材の供給体制の合理化を図ることにより、令和5年度までに10a当たり資材費を2.5%低減させる。 (平成25年度資材費*318,875円/10a→平成28年度資材費18,719円/10a(低減率▲0.8%)。本割合での概ね2倍の低減(▲0.8%×5/3×2=▲2.5%)を目指す。)</p> <p>※3 令和元年度以降の資材費低減見込 新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進み、以下の効果を見込む。 令和元年度以降見込（単年度）▲0.2% 令和5年度までに ▲0.2%×5年間=▲1.0%</p> <p>上記※1の平成30年度実績と合わせて(1.5%+(0.2%×5年間))=▲2.5%とする。</p> <p>*1 30年度資材費 肥料費8,942円/10a+農業薬剤費7,570円/10a+その他諸材料費1,927円/10a=18,439円/10a *2 28年度資材費 肥料費9,313円/10a+農業薬剤費7,464円/10a+その他諸材料費1,942円/10a=18,719円/10a *3 25年度資材費 肥料費9,500円/10a+農業薬剤費7,555円/10a+その他諸材料費1,820円/10a=18,875円/10a (いずれも農業経営統計調査における米生産費調査結果)</p>
--	--

	<p>本特例措置は、農業競争力強化支援法による認定事業再編計画に基づく取組が対象となっており、上記のとおり、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置を延長し、農業者の努力だけでは解決できない農業資材価格の引き下げ等という構造的な課題の解決に向けた取組に対し支援を行い、農業競争力の強化の加速を図ることが重要である。</p> <p>法施行後の運用初期においては、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたが、その後、事業者の理解も進み、各業界からの問い合わせも増えてきている状況である。一方で、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上、設備投資等が落ち込み、事業再編に向けた経営判断が難しい中、本特例措置について、継続的に講ずることで我が国農業生産関連事業者の戦略的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力の強化を推進していく必要がある。</p> <p>仮に本特例措置が延長されない場合、経営環境の厳しい農業資材の販売業者が多い中で、設備投資や事業再編の意欲が減退し、良質で低廉な農業資材の供給等が阻害され、農業の競争力強化に支障をきたすこととなる。</p>																												
<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>これまでに農業競争力強化支援法の計画申請があったもののうち約半数で本特例措置が活用されることとなっており、設備投資のための有効な措置として機能している。</p> <p>また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p>&lt;経済波及効果の試算&gt;</p> <p>平成29年度については、6.3百万円（設備の取得価額）を設備投資額とし、その8割（寄与率）の5百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。（平成30年度以降についても、同様に算出。）</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="443 1038 981 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度 (実績)</th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (見込)</th> <th>令和3年度 (見込)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>24.7</td> <td>29.9</td> <td>591.4</td> <td>1197.0</td> <td>1802.4</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>5</td> <td>1,666</td> <td>1,647</td> <td>50,575</td> <td>100,077</td> <td>149,573</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>4</td> <td>1,443</td> <td>1,427</td> <td>46,773</td> <td>92,096</td> <td>137,416</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（100部門）を使用。</p> <p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p> <p>※ 寄与度について、本特例措置の適用を受けた事業者及び活用を計画している</p>		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	減収額	0	24.7	29.9	591.4	1197.0	1802.4	投資額	5	1,666	1,647	50,575	100,077	149,573	経済波及効果	4	1,443	1,427	46,773	92,096	137,416
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)																							
減収額	0	24.7	29.9	591.4	1197.0	1802.4																							
投資額	5	1,666	1,647	50,575	100,077	149,573																							
経済波及効果	4	1,443	1,427	46,773	92,096	137,416																							

		<p>認定事業者に聞き取りを行ったところ、税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果として約8割の企業で投資判断を後押ししたとの回答があったため、寄与率を8割と仮定して効果を算出した。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給等を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材及び農産物流通等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちの状況にあることから、設備投資に踏み切れず設備の老朽化が進み、結果として事業再編が進まない状況にある。</p> <p>こうした業界の事業再編を進めていく上では、特に資金面での対応が重要であることから、設備投資の際のキャッシュフローの改善に寄与する本措置のような税制措置が政策手段として妥当である。</p> <p>また、農業関連事業には、多くの生産資材や農産品目があるが、これらに関連する各事業者の資金状況や需給の状況などにより設備投資は左右される。このため、対象者、対象設備が限定される補助金や財投融資ではなく、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。</p> <p>本特例措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業者への良質で低廉な農業資材の供給等に繋がる農業生産関連事業者の事業再編を支援することは、農業の競争力の強化に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献するため。</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>－</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和元年8月（農水01）</p>

## 別 添 1

## ○減税見込額積算資料

## 1. 減税見込額等の積算

## (1) 適用実績

農業競争力強化支援法の施行が平成 29 年 8 月 1 日のため、28 年度までは実績なし。

(平成 29 年度実績)

- ① 対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：1 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③ 減収額：15 千円 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。  
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

## ○法人住民税

9.7 千円 (法人税減収額) × 12.9% (税率) = 1.3 千円

## ○法人事業税

42 千円 (割増償却による所得減収額) × 6.7% (税率) = 2.8 千円 (所得割減収額)  
2.8 千円 × 43.2% (地方法人特別税率 (非外形)) = 1.2 千円 (地方法人特別税減収額)  
合計 4 千円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(平成 30 年度実績)

- ① 対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：5 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③ 減収額：24.7 百万円 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。  
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

## ○法人住民税

15.7 百万円 (法人税減収額) × 12.9% (税率) = 2 百万円

## ○法人事業税 (外形)

67 百万円 (割増償却による所得減収額) × 1.9% (税率) = 1.3 百万円 (所得割減収額)  
1.3 百万円 × 414.2% (地方法人特別税率) = 5.3 百万円 (地方法人特別税減収額)  
67 百万円 × 0.61% (付加価値割減率) = 0.4 百万円 (付加価値割減収額)  
合計 7 百万円

## ○法人事業税 (非外形)

0.5 百万円 (割増償却による所得減収額) × 6.7% (税率) = 0.03 百万円 (所得割減収額)  
0.03 百万円 × 43.2% (地方法人特別税率) = 0.01 百万円 (地方法人特別税減収額)  
合計 0.05 百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和元年度実績)

- ① 対象者数：94,143 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：5 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。  
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)
- ③ 減収額：29.9 百万円

## ○法人住民税

23.4 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 1.6 百万円

## ○法人事業税 (外形)

100.6 百万円 (割増償却による所得減収額) × 1.0% (税率) = 1 百万円 (所得割減収額)  
1 百万円 × 260% (地方法人特別税率) = 2.6 百万円 (地方法人特別税減収額)  
100.6 百万円 × 1.2% (付加価値割減率) = 1.2 百万円 (付加価値割減収額)  
合計 4.8 百万円

## ○法人事業税 (非外形)

0.4 百万円 (割増償却による所得減収額) × 7.0% (税率) = 0.02 百万円 (所得割減収額)  
0.02 百万円 × 37.0% (地方法人特別税率) = 0.01 百万円 (地方法人特別税減収額)  
合計 0.03 百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和 2 年度推計)

- ① 対象者数：101,207 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：2 年度新規分 39 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備  
や投資額) による聞き取り結果)  
元年度までの継続分 5 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③ 減収額：591.4 百万円

## a 2 年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

1,911.4 百万円 (取得額) × 0.027 (償却率) × 13 件 = 670.9 百万円  
82 百万円 (取得額) × 0.033 (償却率) × 3 件 = 8.1 百万円  
75 百万円 (取得額) × 0.038 (償却率) × 1 件 = 2.9 百万円  
100 百万円 (取得額) × 0.059 (償却率) × 2 件 = 11.8 百万円  
88.6 百万円 (取得額) × 0.067 (償却率) × 10 件 = 59.4 百万円  
66.8 百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 3 件 = 20 百万円  
45 百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 2 件 = 11.3 百万円  
合計 = 784.3 百万円

機械装置

20 百万円 (取得額) × 0.084 (償却率) × 2 件 = 3.4 百万円  
3,270.8 百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 9 件 = 2,943.7 百万円  
1,020.4 百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 5 件 = 637.8 百万円  
17.5 百万円 (取得額) × 0.143 (償却率) × 2 件 = 5.0 百万円  
合計 = 3,589.8 百万円

b 法人税減収額

2年度新規分

784.3百万円（普通償却額）×45%（割増償却率）×23.2%=81.9百万円…A  
 3,589.8百万円（普通償却額）×40%（割増償却率）×23.2%=333.1百万円…B  
 元年度までの継続分=23.4百万円…C

A+B+C=438.4百万円

○法人住民税

438.4百万円（法人税減収額）×7%（税率）=30.7百万円

○法人事業税

1,889.8百万円（割増償却による所得減収額）×3.1%（税率）=58.6百万円（所得割減収額）  
 58.6百万円×83.0%（地方法人特別税税率）=48.6百万円（地方法人特別税減収額）  
 1,889.8百万円×0.8%（付加価値割税率）=15.1百万円（付加価値割減収額）  
 合計 122.3百万円

※割増償却による所得減収額については、平成29年度から令和2年度までの合計

（令和3年度推計）

- ① 対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）
- ② 適用件数：3年度新規分 33（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）  
2年度からの継続分 39（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）  
元年度までの継続分 5（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③ 減収額：1,197.0百万円

a 3年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

1,950.9百万円（取得額）×0.027（償却率）×11件=579.4百万円  
 82百万円（取得額）×0.033（償却率）×1件=2.7百万円  
 75百万円（取得額）×0.038（償却率）×1件=2.9百万円  
 130百万円（取得額）×0.059（償却率）×2件=15.3百万円  
 116.7百万円（取得額）×0.067（償却率）×12件=93.8百万円  
 93.3百万円（取得額）×0.1（償却率）×3件=28.0百万円  
 46.7百万円（取得額）×0.125（償却率）×3件=17.5百万円  
 合計=739.6百万円

機械装置

20百万円（取得額）×0.084（償却率）×2件=3.4百万円  
 3,064.5百万円（取得額）×0.1（償却率）×10件=3,064.5百万円  
 1,862.5百万円（取得額）×0.125（償却率）×4件=931.3百万円  
 11.3百万円（取得額）×0.143（償却率）×4件=6.4百万円  
 合計=4,005.5百万円

b 法人税減収額

3年度新規分

739.6百万円（普通償却額）×45%（割増償却率）×23.2%=77.2百万円…A  
 4,005.5百万円（普通償却額）×40%（割増償却率）×23.2%=371.7百万円…B  
 2年度からの継続分=415.0百万円…C  
 元年度までの継続分=23.4百万円…D

A+B+C+D=887.3百万円

○法人住民税

887.3百万円（法人税減収額）×7%（税率）=62.1百万円

○法人事業税

3,824.8百万円（割増償却による所得減収額）×3.1%（税率）=118.6百万円（所得割減収額）  
 118.6百万円×83.0%（地方法人特別税税率）=98.4百万円（地方法人特別税減収額）  
 3,824.8百万円×0.8%（付加価値割税率）=30.6百万円（付加価値割減収額）  
 合計 247.6百万円

※割増償却による所得減収額については、平成29年度から令和3年度までの合計

（令和4年度推計）

- ① 対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）
  - ② 適用件数：4年度新規分 33（令和3年度推計値と同様）  
3年度からの継続分 33（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）  
2年度からの継続分 39（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）  
30年～元年度の継続分 5（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- 減収額：1,802.4百万円

a 法人税減収額

4年度新規分 =448.9百万円…A  
 3年度からの継続分=448.9百万円…B  
 2年度からの継続分=415.0百万円…C  
 30～元年度までの継続分=23.4百万円…D

A+B+C+D=1336.1百万円

○法人住民税

1336.1百万円（法人税減収額）×7%（税率）=93.5百万円

○法人事業税

5,759.8百万円（割増償却による所得減収額）×3.1%（税率）=178.6百万円（所得割減収額）  
 178.6百万円×83.0%（地方法人特別税税率）=148.2百万円（地方法人特別税減収額）  
 5,759.8百万円×0.8%（付加価値割税率）=46.1百万円（付加価値割減収額）  
 合計 372.8百万円



※割増償却による所得減収額については、平成29年度から令和4年度までの合計

※償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8による。

※適用件数について、1件の工場で複数（建屋や附属設備等）の割増償却が活用された（される）場合などは一式（1件）として整理。

## 2. 適用実績及び適用見込み

	平成 29年度 実績	平成 30年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2年度 見込み	令和 3年度 見込み	令和 4年度 見込み
適用件数（件）	1	5	5	44	77	109
適用額（百万円）	0.04	67.5	100.9	1,889.8	3,824.8	5,759.8
減収額合計（百万円）	0.015	24.7	29.9	591.4	1,197.0	1,802.4

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 （金額）	②投入部門 （金額）	③投入部門 （金額）
29年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (0)	建築・建設補修 (0)
30年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (115)
元年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,527)	建築・建設補修 (115)
2年度	生活関連産業用機械 (9,307)	その他の機械 (19,917)	建築・建設補修 (21,352)
3年度	生活関連産業用機械 (14,239)	その他の機械 (45,529)	建築・建設補修 (42,309)
4年度	生活関連産業用機械 (19,166)	その他の機械 (71,141)	建築・建設補修 (59,267)

将来の適用数及び減収額（令和2年度、令和3年度及び令和4年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値の出典）について

（令和2年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

- 1,911.4百万円（取得額）×0.027（償却率）×13件＝670.9百万円
- 82百万円（取得額）×0.033（償却率）×3件＝8.1百万円
- 75百万円（取得額）×0.038（償却率）×1件＝2.9百万円
- 100百万円（取得額）×0.059（償却率）×2件＝11.8百万円
- 88.6百万円（取得額）×0.067（償却率）×10件＝59.4百万円
- 66.8百万円（取得額）×0.1（償却率）×3件＝20百万円
- 45百万円（取得額）×0.125（償却率）×2件＝11.3百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数38年の建物・建物附属設備（工場建屋など13件）  
150百万円＋100百万円＋4,980百万円＋4,080百万円＋228百万円＋1,500百万円＋1,500百万円＋6,000百万円＋6,000百万円＋100百万円＋50百万円＋10百万円＋150百万円＝24,848百万円  
24,848百万円÷13件＝1,911.4百万円（1件当たり取得額）
- ・耐用年数31年の建物・建物附属設備（倉庫3件）  
82百万円＋82百万円＋82百万円＝246百万円  
246百万円÷3＝82百万円
- ・耐用年数27年の建物・建物附属設備（配送倉庫1件）  
75百万円（1件当たり取得額）
- ・耐用年数17年の建物（建屋2件）  
100百万円＋100百万円＝200百万円  
200百万円÷2件＝100百万円（1件当たり取得額）
- ・耐用年数15年の建物附属設備（電気設備など10件）  
200百万円＋110百万円＋200百万円＋150百万円＋22百万円＋4百万円＋50百万円＋50百万円＝886百万円  
886百万円÷10件＝88.6百万円（1件当たり取得額）
- ・耐用年数10年の構築物（薬品貯槽など3件）  
100百万円＋100百万円＋0.48百万円＝200.5百万円  
200.5百万円÷3件＝66.8百万円（1件当たり取得額）
- ・耐用年数8年の建物附属設備（災害報知設備など2件）  
50百万円＋40百万円＝90百万円  
90百万円÷2件＝45百万円（1件当たり取得額）

○機械装置

- 20百万円（取得額）×0.084（償却率）×2件＝3.4百万円

- 3,270.8百万円（取得額）×0.1（償却率）×9件＝2,943.7百万円
- 1,020.4百万円（取得額）×0.125（償却率）×5件＝637.8百万円
- 17.5百万円（取得額）×0.143（償却率）×2件＝5.0百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数12年の機械装置（荷役用機械2件）  
20百万円＋20百万円＝40百万円  
40百万円÷2件＝20百万円（1件当たり取得額）
- ・耐用年数10年の機械装置（調理加工機械など9件）  
5,570百万円＋6,120百万円＋3,060百万円＋3,060百万円＋517百万円＋1,555百万円＋1,555百万円＋4,000百万円＋4,000百万円＝29,437百万円  
29,437百万円÷9件＝3,270.8百万円（1件当たり取得額）
- ・耐用年数8年の機械装置（農業用資材製造機械など5件）  
3,800百万円＋500百万円＋400百万円＋400百万円＋2百万円＝5,102百万円  
5,102百万円÷5件＝1,020.4百万円（1件当たり取得額）
- ・耐用年数7年の機械装置（農業用資材製造機械など2件）  
30百万円＋5百万円＝35百万円  
35百万円÷2件＝17.5百万円（1件当たり取得額）

（令和3年度及び令和4年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

- 1,950.9百万円（取得額）×0.027（償却率）×11件＝579.4百万円
- 82百万円（取得額）×0.033（償却率）×1件＝2.7百万円
- 75百万円（取得額）×0.038（償却率）×1件＝2.9百万円
- 130百万円（取得額）×0.059（償却率）×2件＝15.3百万円
- 116.7百万円（取得額）×0.067（償却率）×12件＝93.8百万円
- 93.3百万円（取得額）×0.1（償却率）×3件＝28百万円
- 46.7百万円（取得額）×0.125（償却率）×3件＝17.5百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数38年の建物・建物附属設備（工場建屋など11件）  
150百万円＋150百万円＋100百万円＋50百万円＋4,080百万円＋4,080百万円＋4,000百万円＋4,000百万円＋700百万円＋150百万円＝21,460百万円  
21,460百万円÷11件＝1,950.9百万円（1件当たり取得額）
- ・耐用年数31年の建物・建物附属設備（倉庫1件）  
82百万円（1件当たり取得額）
- ・耐用年数27年の建物（配送倉庫1件）  
75百万円（1件当たり取得額）
- ・耐用年数17年の建物（建屋2件）  
130百万円＋130百万円＝260百万円

- 260 百万円 ÷ 2 件 = 130 百万円 (1 件当たり取得額)
- ・耐用年数 15 年の建物附属設備 (電気設備など 12 件)
    - 200 百万円 + 200 百万円 + 110 百万円 + 60 百万円 + 200 百万円 + 200 百万円 + 150 百万円 + 40 百万円 + 70 百万円 + 70 百万円 + 50 百万円 + 50 百万円 = 1,400 百万円
    - 1,400 百万円 ÷ 12 件 = 116.7 百万円 (1 件当たり取得額)
  - ・耐用年数 10 年の構築物 (薬品貯槽 3 件)
    - 100 百万円 + 100 百万円 + 80 百万円 = 280 百万円
    - 280 百万円 ÷ 3 件 = 93.3 百万円 (1 件当たり取得額)
  - ・耐用年数 8 年の建物附属設備 (災害報知設備など 3 件)
    - 50 百万円 + 50 百万円 + 40 百万円 = 140 百万円
    - 140 百万円 ÷ 3 件 = 46.7 百万円 (1 件当たり取得額)

## ○機械装置

$$\frac{20 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.084 \text{ (償却率)} \times 2 \text{ 件}}{3,064.5 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.1 \text{ (償却率)} \times 10 \text{ 件}} = 3.4 \text{ 百万円}$$

$$\frac{1,862.5 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.125 \text{ (償却率)} \times 4 \text{ 件}}{11.3 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.143 \text{ (償却率)} \times 4 \text{ 件}} = 931.3 \text{ 百万円}$$

$$\frac{11.3 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.143 \text{ (償却率)} \times 4 \text{ 件}}{11.3 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.143 \text{ (償却率)} \times 4 \text{ 件}} = 6.4 \text{ 百万円}$$

- ・上記の内訳
  - ・耐用年数 12 年の機械装置 (荷役用機械 2 件)
    - 20 百万円 + 20 百万円 = 40 百万円
    - 40 百万円 ÷ 2 件 = 20 百万円 (1 件当たり取得額)
  - ・耐用年数 10 年の機械装置 (農業用資材製造機械など 10 件)
    - 6,120 百万円 + 6,120 百万円 + 3,060 百万円 + 3,060 百万円 + 3,060 百万円 + 3,060 百万円 + 2,000 百万円 + 2,000 百万円 + 2,000 百万円 + 165 百万円 = 30,645 百万円
    - 30,645 百万円 ÷ 10 件 = 3,064.5 百万円 (1 件当たり取得額)
  - ・耐用年数 8 年の機械装置 (農業用資材製造機械など 4 件)
    - 3,500 百万円 + 3,500 百万円 + 400 百万円 + 50 百万円 = 7,450 百万円
    - 7,450 百万円 ÷ 4 件 = 1,862.5 百万円 (1 件当たり取得額)
  - ・耐用年数 7 年の機械装置 (農業用資材製造機械など 4 件)
    - 30 百万円 + 5 百万円 + 5 百万円 + 5 百万円 = 45 百万円
    - 45 百万円 ÷ 4 件 = 11.3 百万円 (1 件当たり取得額)

※1 対象設備及び取得額は、当該税制の活用を検討している事業者からの事前相談やヒアリング等による聞き取り。

※2 いずれについても、償却方法は定額法にて試算。  
償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 8 による。

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2農水03）

（評価実施府省：農林水産省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却 (特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村における産業振興機械等の割増償却）)					
措置内容	平成30年度時点	山村振興法の振興山村として指定された地区のうち特定山村振興計画に記載された地区において、産業振興機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の24%（建物等は36%）の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項	租税特別措置法第45条、第68条の27						
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。						
創設年度	H21	過去の政策評価の実績	H22農水22、H24農水03、H26農水07、H28農水09、H30農水05	区分	延長		

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	6	46,984	-	6,071
H24	4	24,144	-	3,213
H25	16	90,659	95.1%	11,426
H26	15	229,300	97.5%	28,714
H27	8	57,565	-	6,953
H28	0	-	-	-
H29	0	-	-	-
H30	0	-	-	-

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載  
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成29年度）が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 適用数の表を「平成29年度から令和4年度まで」に修正し、表下の適用数の説明事項を併せて修正する。 なお、29年度の適用件数については0件（実績）である。 要因としては、設備投資をした事業者の経営が赤字であったことから税制特例を活用できなかったためである。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 減収額の表を「平成29年度から令和4年度まで」に修正し、表下の減収額の説明事項を併せて修正する。 なお、29年度の減収額については0（実績）である。 要因としては、設備投資をした事業者の経営が赤字であったことから、税制特例を活用できなかったためである。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（産業振興施策促進事項を策定する市町村において、令和3年度以降、84件の投資が生じるものと想定し、133名の新規雇用者が創出されることを目標とする）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。 ② 達成目標（産業振興施策促進事項を策定する市町村において、令和3年度以降、84件の投資が生じるものと想定し、133名の新規雇用者が創出されることを目標とする）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数は0件（平成30年度）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。そのため、僅少であることの原因を分析する必要がある。 ③ 達成目標（産業振興施策促進事項を策定する市町村において、令和3年度以降、84件の投資が生じるものと想定し、133名の新規雇用者が創出されることを目標とする）に対する過去の直接的な効果について、「本制度を活用して、農家レストランや木工会社の製品保管施設など地域資源を活用した製造業及び農産物等販売業の施設整備が行われており、一定の新規雇用を実現している事業者がある等、投資の促進、雇用の創出の両面から、本税制による効果が発現している」と説明されているが、過去の効果（雇用増加数平成30年度22名、令和元年度25名）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 評価書に平成29年度の内容を追記する。 雇用増加数は産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取りにより行った。 ② R元年度までの適用実績が僅少であるのは、産業振興施策促進事項の策定数が累計35と伸び悩んだためであり、今後策定数が増加すれば本特例への認知度も高まり、利用実績も増えていくものと考えている。 ③ 設備投資をした事業者の経営が赤字であったことから、税制特例を活用できなかったが、本特例措置があるために投資を呼び込んでいることも否定できない。また、指標としている投資による雇用増は、本税制以外の政策手段や経済情勢にも左右されるものであり、本税制の直接的な効果のみを分離して検証することは困難である。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明により、僅少であることの原因の分析については、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（産業振興施策促進事項を策定する市町村において、令和3年度以降、84件の投資が生じるものと想定し、133名の新規雇用者が創出されることを目標とする）に
-------------------------	---

<p>対する将来の直接的な効果について、「産業振興施策促進事項の作成予定数が増加し令和4年度には累計217市町村となる見込みであるため、本税制を利用する環境が整えられることから、本税制を活用した振興山村における設備投資が増加し雇用数も増えていくと考えられる」と説明されているが、将来の効果（雇用増加数令和2年度49名、3年度65名及び4年度68名）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p><b>【農林水産省の補足説明】</b></p> <p>① （事後的に直接的な効果を検証する方法）</p> <p>事業者の設備投資については、各種政策手段と組み合わせて実施されることが想定され、本税制のみによる雇用者の増加とは言い切れない。</p> <p>税制の適用は投資と一体で行われるため、現時点において本税制の直接的な効果のみを分離して検証するのは困難である。このため、税制特例措置を受けた場合と受けなかった場合の本税制特例措置の直接的な効果の把握方法を検討する予定である。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 「税制特例措置を受けた場合と受けなかった場合の本税制特例措置の直接的な効果の把握方法を検討する予定である」との説明では、事後検証の方法及びその内容が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却										
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税13) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)										
	②: 上記以外の税目	(所得税：外) (国税13) (住民税：外 (自動連動)) (地方税)										
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】										
4	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>振興山村において、市町村が山村振興計画に産業振興を促進する上で必要な事項（産業振興施策促進事項）を関係大臣（農林水産・総務・国土交通）の同意を得て記載した場合、当該計画で定める区域において、個人又は法人（中小企業者：資本金1億円以下）が、機械・装置、建物等・構築物を取得して対象事業（地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業）の用に供したときは、5年間の割増償却（償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の24%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の36%）ができる制度。</p> <p>【対象事業種・取得価格要件】</p> <p>○地域資源を活用する製造業</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の規模の区分等</td> <td>制度の対象となる取得価格</td> </tr> <tr> <td>個人及び資本金5,000万円以下の法人</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>資本金5,000万円超の1億円以下の法人</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> </table> <p>○農林水産物等販売業</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の規模の区分等</td> <td>制度の対象となる取得価格</td> </tr> <tr> <td>個人及び資本金1億円以下の法人</td> <td>500万円以上</td> </tr> </table> <p>《要望の内容》</p> <p>本特例の適用期限を2年延長し、令和5年3月31日とする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27</p>	法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格	個人及び資本金5,000万円以下の法人	500万円以上	資本金5,000万円超の1億円以下の法人	1,000万円以上	法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格	個人及び資本金1億円以下の法人	500万円以上
法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格											
個人及び資本金5,000万円以下の法人	500万円以上											
資本金5,000万円超の1億円以下の法人	1,000万円以上											
法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格											
個人及び資本金1億円以下の法人	500万円以上											
5	担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課										

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和2年9月 分析対象期間：平成29年度から令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度：創設 平成23年度：対象事業からソフトウェア業を除外し、適用期間を2年延長 平成25年度：適用期間を2年延長 平成27年度：適用期間を2年延長 対象業種を製造業、旅館業から地域資源を活用する製造業、農林水産物等販売業に見直し 平成29年度：適用期間を2年延長 平成31年度：適用期間を2年延長
8	適用又は延長期間	2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）第3条第3号</p> <p>（略）観光の開発、地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成（略）を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する。</p> <p>第13条</p> <p>国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百二十六号）の定めるところにより、山村の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成30年11月27日改訂）</p> <p>Ⅱ 基本的考え方</p> <p>森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。</p> <p>Ⅲ 政策の展開方向</p> <p>7. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p> <p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。（略）地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する（略）。</p> <p>また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の</p>



		<p>活性化が図られる。                  (略)とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)                  第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策                  (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保                  ① 中山間地域等の特色を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進                  (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。                  ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保                  ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進                  農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。                  また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。                  オ 農村への農業関連産業の導入等                  (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。                  ③ 地域経済循環の拡大                  イ 農畜産物や加工品の地域内消費                  農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》                  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》                  3 農村の振興</p> <p>《政策分野》                  ⑬地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  租税特別措置を講じることにより、産業振興施策促進事項を策定する市町村において、令和3年度以降、84件の投資が生じるものと想定し、令和4年度末までの2年間で133名の新規雇用者が創出されることを目標とする。これにより、振興山村地域でのコミュニティの活性化を図る。</p> <p>(目標とする新規雇用者数の算定根拠)                  i 令和2年3月までに産業振興施策促進事項を策定した35市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は154人、投資見込件数は97件である。                  ※ 農林水産省農村振興局地域振興課調べ。                  ii 振興山村における投資1件当たりの新規雇用数は、  <math>154 \text{ (新規雇用数計: 人)} \div 97 \text{ (投資数: 件)} = 1.6 \text{ 人/件}</math>となる。                  iii 産業振興施策促進事項を策定する予定の市町村数は、令和2年度には累計154市町村、令和3年度には累計205市町村、令和4年度は累計で217市町村が見込まれる。(10①の下側の表参照) (農林水産省農村振興局地域振興課調べ)                  iv 産業振興施策促進事項の新規策定・更新を行った市町村において計画期間(5年間)で1件の投資が行われるとして、当概年度の投資予定を産業振興施策促進事項策定市町村の累計の20%(計画期間5年間で平準化した)と見込むと、                  令和3年度: 投資件数: <math>205 \times 0.2 = 41</math>件                  雇用増: <math>41 \text{ 件} \times 1.6 \text{ 人/件} = 65</math>人                  令和4年度: 投資件数 <math>217 \times 0.2 = 43</math>件                  雇用増: <math>43 \times 1.6 \text{ 人/件} = 68</math>人                  となり、2年間で投資件数は84件、新規雇用数は133人が見込まれる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  (測定指標): 振興山村市町村における本特例措置を起因とした個人、中小企業者の新規雇用者数</p> <p>(達成目標実施による寄与)                  i 経済波及効果の発現                  地域資源を活用した産業への投資が促進されることにより、税制特例措置の対象となる個人、中小企業者において新たな雇用が創出されるほか、原料を供給する地域内の農家等の販売機会の増加をもたらし、販売単価の上昇等の効果が期待される。                  ii 定住人口の増加                  振興山村地域内に新たな雇用が生み出されることにより、人口の流出を防ぐとともに、就職に伴い都市部から移住者の増加が期待される。                  iii 地域コミュニティの活性化                  地域資源を活用した経済活動が成り立ち、自立した地域経</p>
--	---------------------------	--



10	有効性等	① 適用数	済が実現することで、地域を再評価する機運が醸成され、地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられる。							
			平成29年度から今般要望する延長要望期限である令和4年度(見込)までの適用数は以下のとおりである。							
			平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)		
適用数			0	0	1	9	12	13		
※1 適用件数については、法人税、法人住民税及び法人事業税において、同一件数となる。 ※2 平成29年度～30年度の適用件数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回及び第201回国会報告)の適用数を参照。 ※3 令和元年度の適用件数は、産業振興施策促進事項を作成した市町村からの聞き取りにより把握した実績値。 ※4 令和2年度～4年度の適用件数は、産業振興施策促進事項の作成見込み市町村数から推計。(推計の考え方参照)										
令和元年度までの適用実績が累計1件と低調となっているのは、本税制の活用を予定して設備投資を行った事例はあったが、事業者の経営が赤字計上であったことから課税対象とならなかったこと、及び本税制を利用する前提となっている産業振興施策促進事項の策定数が35市町村と少なく(下表参照)、制度の普及が十分でなかったこと等が考えられる。										
<b>(推計の考え方)</b> 令和2年度以降に産業振興施策促進事項を新規策定・更新を行う市町村において、計画期間(5年間)で1件の投資が行われるとして、その事業者の約30%が税制特例措置を利用すると仮定し適用件数の見込みを算出している(下表参照)。										
○ 振興山村における産業振興施策促進事項の策定予定及び租税特別措置適用件数										
		(適用年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(投資年度)	平成27年度		1	1	1	1	1	-	-	-
	平成28年度			4	4	4	4	4	-	-
	平成29年度				8	8	8	8	8	-
	平成30年度					12	12	12	12	12
	令和元年度						10	10	10	10
	令和2年度							120	120	120
	令和3年度								55	55
	令和4年度									20
	累計策定		1	5	13	25	35	154	205	217
	投資件数		0	1	3	5	7	31	41	43
	適用件数	(実績)	0	0	0	0	1	9	12	13
※ 農林水産省農村振興局地域振興課調べ										

②: 適用額	単位: 百万円						
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	
適用額	-	-	0.1	1.8	2.4	2.6	
※1 平成29年度～30年度の法人税の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回及び第201回国会報告)の適用額を参照。 ※2 令和元年度の適用額は、産業振興施策促進事項を作成した市町村からの聞き取り(市町村が発行した確認書の発行実績)により把握した実績値。 ※3 令和2年度～4年度の適用額は、産業振興施策促進事項の作成済み市町村の状況及び作成予定数から推計。(推計の考え方参照)							
<b>【平成29年度～30年度】(実績) 上記※1参照</b> 適用額がないことから減収額なし。							
<b>【令和元年度】(実績) 上記※2参照</b> $574.2 \text{ 万円 (投資額)} \div 17 \text{ 年 (耐用年数)} \times 36\% \text{ (割増償却率)} = 12.2 \text{ 万円}$ 取得した建物の種別: 木工品の保管倉庫一式 耐用年数17年: 減価償却資産の耐用年数に関する省令別表より							
<b>【令和2年度～4年度】(見込) 上記※3参照</b> (推計の考え方) 令和2年度～4年度の各年度の適用額は、令和元年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの35市町村に記載された目標投資額(法人と個人の区別していない)より、投資1件当たりの適用額を19.7万円と推定し、前掲の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。 注: 投資1件当たりの適用額の算定根拠は、別紙を参照							
令和2年度 9件 × 19.7万円/件 = 177万円 令和3年度 12件 × 19.7万円/件 = 236万円 令和4年度 13件 × 19.7万円/件 = 256万円							
③: 減収額							
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	
法人税(百万円)	-	-	0.1	0.8	1.1	1.2	
法人住民税(千円)	-	-	4	57	76	83	
法人事業税(千円)計	-	-	1.4	40	52	56	
事業税	-	-	1	29	38	41	
地方法人特別税	-	-	0.4	-	-	-	
特別法人事業税	-	-	-	11	14	15	
※1 平成29年度～30年度の法人税の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回及び第201回国会報告)の減収額を参照。また、法人住民税及び法人事業税の金							

額は法人税の金額に一定係数を乗じ推計。

※2 令和元年度の適用額は、  
法人税：産業振興施策促進事項を作成した市町村からの聞き取り（市町村が発行した確認書の発行実績）により把握した実績値。  
法人住民税及び法人事業税  
：把握した実績値を元に一定係数を乗じ推計。

※3 令和2年度～4年度の適用額は、  
法人税：産業振興施策促進事項の作成済み市町村の状況及び作成予定数から推計。（推計の考え方参照）  
法人住民税及び法人事業税  
：推計した法人税額を元に一定係数を乗じ推計。

《法人税》  
【平成29年度～30年度】（実績）上記※1参照  
適用数がないことから適用額なし。

【令和元年度】（実績）上記※2参照  
574.2万円（投資額）÷17年（耐用年数）×36%（割増償却率）  
×23.2%（法人税率）=3.0万円

【令和2年度～4年度】（見込）上記※3参照  
（推計の考え方）  
令和2年度～4年度の各年度の減収額は、令和元年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの35市町村に記載された目標投資額より、投資1件当たりの減収額を9.1万円と推定し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。  
注：投資1件当たりの減収額の算定根拠は、別紙を参照  
（対象物当たりの投資額/法定耐用年数×割増償却率×法人税率=9.1万円）

令和2年度 9件 × 9.1万円/件 = 81.9万円  
令和3年度 12件 × 9.1万円/件 = 109.2万円  
令和4年度 13件 × 9.1万円/件 = 118.3万円

《法人住民税、法人事業税》  
○算出方法（令和元年9月30日以前開始の事業年度）  
[法人住民税]  
=減収額×住民税率12.9%（都道府県民税+市町村民税）  
[法人事業税]  
事業税=減収額×法人事業税率（3.4%）  
地方法人特別税=事業税×地方法人特別税の税率（43.2%）

○算出方法（令和元年10月1日以降開始の事業年度）  
[法人住民税]  
=減収額×住民税率7.0%（都道府県民税+市町村民税）

[法人事業税]  
事業税=減収額×法人事業税率（3.5%）  
特別法人事業税=法人事業税×特別法人事業税の税率（37.0%）

【平成29年度～30年度】（実績）上記※1参照  
適用額がないことから減収額なし。

【令和元年度】（実績）（1件）  
[法人住民税]30（千円）×12.9%=4（千円）  
[法人事業税]  
設備投資額：5,742（千円）  
事業税：30千円×3.4%=1（千円）  
地方法人特別税=1（千円）×43.2%=0.4（千円）

【令和2年度】（見込）（9件）  
[法人住民税]819（千円）×7.0%=57（千円）  
[法人事業税]  
事業税：819（千円）×3.5%=29（千円）  
特別法人事業税=29（千円）×37.0%=11（千円）

【令和3年度】（見込）（12件）  
[法人住民税]1,092（千円）×7.0%=76（千円）  
[法人事業税]  
事業税：1,092（千円）×3.5%=38（千円）  
特別法人事業税=38（千円）×37.0%=14（千円）

【令和4年度】（見込）（13件）  
[法人住民税]1,183（千円）×7.0%=83（千円）  
[法人事業税]  
事業税：1,183（千円）×3.5%=41（千円）  
特別法人事業税=41（千円）×37.0%=15（千円）

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  
[達成目標の実現状況]  
（分析対象期間：平成29年度～令和4年度）

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)
雇用増加数	30	22	25	49	65	68

※ 本税制の活用を予定し新規投資を行い、新規雇用を行ったものの赤字計上等により課税対象とならず本税制を活用できなかった事例を含む。

【平成29年度】  
平成29年度の新規雇用者数は、産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査により、岩手県久慈市の木材加工機械等で平成29年度に16名、鳥取県八頭町の農家レストランで13名、熊本県八代市の米乾燥調製施設で1名の新規雇用があった。

	<p>【令和元年度】</p> <p>令和元年度の新規雇用者数は、産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査により、鳥取県八頭町の農家レストランで平成30年度に22名、令和元年度に22名の新規雇用を、また、岡山県西粟倉村の木工会社で令和元年度に3名の新規雇用を確認したところであり、計25名とした。令和2年度の新規雇用者数の調査については、コロナ禍の影響を考慮しつつ、今後実施する予定である。</p> <p>前回評価時の令和元年度、令和2年度の目標（各年度の新規雇用者数55名・43名）に対して、令和元年度は目標を下回っている。</p> <p>【令和2年度】（見込み）</p> <p>産業振興施策促進事項の作成予定数から推計（推計方法は令和3～4年度と同じ）。</p> <p>令和2年度終了後に産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査を行い確定する。</p> <p>【令和3～4年度】（見込み）</p> <p>産業振興施策促進事項の作成予定数から推計。</p> <p>（目標とする新規雇用者数の算定根拠）</p> <p>i 令和2年3月までに産業振興施策促進事項を策定した35市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用者は154人、投資件数は97件である。</p> <p>ii これから、振興山村での投資1件当たりの新規雇用者は、下式より1.6人/件となる。</p> $(式) 154(新規雇用数計：人) \div 97(投資数：件) \approx 1.6 \text{ 人/件}$ <p>iii 令和2年度以降に産業振興施策促進事項を作成する予定の市町村数は、10-①の表に示すとおりであり、そこから推測される投資予定件数は、令和3年度が41件、令和4年度が43件である（農林水産省農村振興局地域振興課調べ）。</p> <p>iv これにより期待される、新規雇用者数は以下のとおり</p> <p>令和3年度：41件×1.6人/件＝65人 令和4年度：43件×1.6人/件＝68人</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本制度を活用して、農家レストランや木工会社の製品保管施設など地域資源を活用した製造業及び農産物等販売業の施設整備が行われており、一定の新規雇用を実現している事業者がある等、投資の促進、雇用の創出の両面から、本税制による効果が発現している。</p> <p>なお、令和元年度に当初の目標に達することが出来なかったのは、当初の予定より産業振興施策促進事項の作成が伸びなかった</p>
--	---

	<p>ためと考えられる。その後、市町村を対象に制度の説明会を実施するなどを行った結果、今後令和2年度以降は、10-①の表で示したように、産業振興施策促進事項の作成予定数が増加し令和4年度には累計217市町村となる見込みであるため、本税制を利用する環境が整えられることから、本税制を活用した振興山村における設備投資が増加し雇用数も増えていくと考えられる。</p> <p>〔租税特別措置等が延長されなかった場合の影響〕（分析対象期間：令和3年度～令和4年度）</p> <p>近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となるのが確実である。</p> <p>また、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体は、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割（当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ）となっており単独で施策を講じることが難しい状態にある。振興山村は各地に散在し全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが重要である。</p> <p>以上を踏まえ、施策として人口減少が進む振興山村地域において、地域内外の民間事業者が事業拡大できるように支援し雇創出するものである。</p> <p>本税制の利用にあたっては、市町村において産業振興施策促進事項を作成する必要があるが、初期には市町村の事務負担等の影響から作成が遅れてきたが、令和元年～2年度にかけて市町村を対象とした説明等を丁寧に行い、制度の理解と普及に努めた結果、令和2年度以降の作成意向が大きく増えているところである。</p> <p>このように市町村において、制度の利用環境の整備が進められつつある状況であり、引き続き本税制の特別措置を2年間延長することが必要である。</p> <p>本特例措置は、人口減少が進む振興山村地域において、零細な地元企業が行う設備投資を対象とするため、適用数が大きな数字とはならないものの必要不可欠な制度であり、仮に制度が廃止されれば、地域内の個人、中小企業者の設備投資等の減速により、地域コミュニティの衰退、山村の機能の喪失にもつながる。</p> <p>⑤： 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、振興山村における個人、中小企業者に設備投資のインセンティブを与えるものであり、設備投資に伴う雇用増等による経済波及効果が期待される。</p> <p>11 相当性</p> <p>①： 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、振興山村地域で幅広く利用されている資源を活用する事業（地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業）を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる意欲のある法人又は個人に限定して適用されるものであり、不特定多数への無秩序な支援ではない。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>i 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や</p>
--	---

産業振興施策促進事項に記載された投資額等より推計した減収額一覽（R2）

		<p>地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと</p> <p>ii 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど心理面で負担感が強いこと</p> <p>以上の理由から、本特例の方が国・事業者の双方にとって負担の少ない適切な措置である。</p> <p>本税制特例措置が延長されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者へのインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少に有効な雇用確保が困難となる場合も生じると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、特例措置の延長により、地域内で事業を行う者による経済活動を促すことが必要である。</p>
2	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「山村活性化支援交付金」は、</p> <p>i 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成</p> <p>ii 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組む</p> <p>を行う市町村を支援するもの。</p> <p>一方、本税制特例措置は、個々の事業者が振興山村において設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このように、両者は、山村活性化支援交付金により組織作りや人材育成等といった地域振興の基礎的要件の確立を支援し、その中から実際に農林水産物等の販売を行う動きが生じた際の設備投資を本税制特例で支援するといった補完関係にある。</p>
3	地方公共団体が協力する相当性	山村地域の振興に資する措置であり、当該山村地域が属する地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月（農水 05）

対象地域	対象事業	対象物	対象物当たりの投資額	投資当たりの投資額	法定耐用年数	割増償却率	普通償却額	割増償却額 (適用額)	法人税率	1対象物当たり 減収額	1投資当たり 減収額
鳥取県八頭町	農家レストラン	機械	18,000万円	67,000万円	10年	24.0%	1,800万円	4,650万円	23.2%	108	204
		建物	48,000万円		41年	36.0%	1,171万円	4,217万円	23.2%	98	
		機械	8,000万円	8,000万円	10年	24.0%	800万円	102万円	23.2%	45	45
愛知県豊田市	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	0	3
		機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	157万円	23.2%	3	3
		建物	500万円	1,800万円	31年	36.0%	63万円	157万円	23.2%	3	7
		機械	1,300万円		8年	24.0%	42万円	157万円	23.2%	4	
		建物	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	157万円	23.2%	0	3
		機械	500万円		31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	3	3
		建物	500万円	500万円	31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	2	2
熊本県小国町	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	0	3
		機械	500万円		10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
		建物	500万円	500万円	31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	0	3
		機械	3,000万円		10年	24.0%	300万円	727万円	23.2%	13	17
		建物	3,000万円	3,000万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	21
		機械	5,000万円	5,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.2%	28	28
		建物	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
熊本県阿蘇市	地域資源を活用した製造業	建物	3,000万円	3,000万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	21
		機械	3,000万円		8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		建物	3,000万円	3,000万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	21
		機械	3,000万円		8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		建物	3,000万円	3,000万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	21
		機械	3,000万円		8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		建物	3,000万円	3,000万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	21
岩手県久慈市	地域資源を活用した製造業	建物	4,800万円	4,800万円	31年	36.0%	115万円	232万円	23.2%	27	27
		機械	4,800万円		10年	24.0%	480万円	115万円	23.2%	3	3
		建物	1,200万円	1,200万円	10年	24.0%	20万円	20万円	23.2%	7	7
		機械	500万円		31年	36.0%	7万円	7万円	23.2%	0	3
		建物	500万円	500万円	31年	36.0%	7万円	7万円	23.2%	0	3
		機械	600万円	600万円	10年	24.0%	19万円	19万円	23.2%	2	2
		建物	600万円	600万円	31年	36.0%	19万円	19万円	23.2%	0	2
熊本県八代市	地域資源を活用した製造業	建物	600万円	600万円	31年	36.0%	7万円	232万円	23.2%	0	3
		機械	600万円		10年	24.0%	19万円	7万円	23.2%	2	2
		建物	600万円	600万円	31年	36.0%	7万円	232万円	23.2%	0	3
		機械	600万円		10年	24.0%	19万円	7万円	23.2%	2	2
		建物	600万円	600万円	31年	36.0%	7万円	232万円	23.2%	0	3
		機械	600万円		10年	24.0%	19万円	7万円	23.2%	2	2
		建物	600万円	600万円	31年	36.0%	7万円	232万円	23.2%	0	3
宮城県丸森町	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
		機械	500万円		31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	0	3
		建物	500万円	500万円	31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	0	3
熊本県球磨村	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
		機械	500万円		31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	0	3
		建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
熊本県五木村	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
		機械	500万円		31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	0	3
		建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
熊本県あさぎり町	地域資源を活用した製造業	建物	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	487万円	23.2%	11	11
		機械	2,000万円		10年	24.0%	200万円	487万円	23.2%	11	11
		建物	2,000万円	2,000万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	14
岡山県西粟倉村	地域資源を活用した製造業	建物	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	607万円	23.2%	14	14
		機械	2,000万円		31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	14
		建物	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	607万円	23.2%	14	14
		機械	2,000万円		31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	14
		建物	2,000万円	2,000万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	11
		機械	2,000万円		10年	24.0%	200万円	487万円	23.2%	11	11
		建物	2,000万円	2,000万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	11
		機械	2,000万円		10年	24.0%	200万円	487万円	23.2%	11	11
		建物	2,000万円	2,000万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	11
		機械	2,000万円		8年	24.0%	250万円	607万円	23.2%	14	14
		建物	2,000万円	2,000万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	14
		機械	1,000万円	1,000万円	8年	24.0%	125万円	307万円	23.2%	7	7
		建物	800万円	800万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	6
		機械	800万円		8年	24.0%	100万円	247万円	23.2%	6	6
		建物	500万円	500万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	3
		機械	500万円		10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
		建物	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	487万円	23.2%	11	11
		三重県いなべ市	地域資源を活用した製造業	建物	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	487万円	23.2%
機械	2,000万円				10年	24.0%	200万円	487万円	23.2%	11	11
建物	2,000万円			2,000万円	31年	36.0%	70万円	232万円	23.2%	0	11
宮崎県美郷町	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
		機械	500万円		31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	0	3
		建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
秋田県藤里町	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
		機械	500万円		31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	0	3
		建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
青森県深浦町	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
		機械	500万円		31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	0	3
		建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
長野県上水内郡	地域資源を活用した製造業	建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3
		機械	500万円		31年	36.0%	7万円	157万円	23.2%	0	3
		建物	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	127万円	23.2%	3	3



【別紙】

産業振興施策促進事項に記載された投資額等より推計した減収額一覧(R2)

Table with columns: 対象地域, 対象事業, 対象物, 対象物当たりの投資額, 投資当たりの投資額, 法定耐用年数, 割増償却率, 普通償却額, 割増償却額(適用額), 法人税率, 1対象物当たり減収額, 1投資当たり減収額. Rows list various regions and investment types like '奈良県黒滝村' and '岐阜県八幡町'.

R2,R3,R4年度の適用額(推計値) R2,R3,R4年度の減収額(推計値)

税制措置の適用実績及び適用見込み

Table with columns: 制度名, 税目, 根拠法. Content: 振興山村における工業用機械等の割増償却, 所得税・法人税, 措法第12条、第45条、第68条の27

1 適用実績及び適用見込み

Table with columns: 29年度実績, 30年度実績, 元年度実績, 2年度見込, 3年度見込, 4年度見込. Rows include '産業振興施策促進事項の新規策定数(件)', '累計策定数(件)', 'うち税制措置適用件数(件)', '減収額合計(千円)', '1件あたり減収額(千円)'.

※産業振興施策促進事項を策定若しくは予定の154市町村において、令和2年度までに31件において設備投資を実施若しくは予定があり、その30%が税制措置が活用されると仮定し、適用件数を算出

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

(平成29年度、平成30年度)

- ① 対象者数：適用実態調査の結果に関する報告書(令和2年1月国会提出)より引用
② 適用件数：同上
③ 減収額：同上

平成29、30年度減収額 ① + ② × 0件 ≒ 0万円

(令和元年度)

- ① 対象者数：山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載した市町村からの聞き取り
② 適用件数：同上
④ 減収額：上記の聞き取りより、投資額から以下の計算により求めた。

令和元(機械・設備)

0万円 ÷ 0年 × 24% × 23.2% ≒ 0万円・・・①
(投資額) (耐用年数) (割増償却率) (法人税率)

令和元(建物)

574.2万円 ÷ 17年 × 36% × 23.2% ≒ 3.0万円・・・②
(投資額) (耐用年数) (割増償却率) (法人税率)

令和元年度減収額 ① + ② × 1件 ≒ 3.0万円

(2) 適用見込み

- ① 対象者数：山村振興計画に記載する産業振興施策促進事項策定予定市町村数より
- ・令和2年度：119市町村
  - ・令和3年度：51市町村
  - ・令和4年度：12市町村
- ② 適用件数：令和2～4年度に産業振興施策促進事項を策定する市町村において、少なくとも1件の投資があるとし、令和2年度以降は、1年間に累計策定市町村（更新を含む）のうち、約20%が投資を行い、その事業者の約30%が税制特例措置を利用すると仮定した。さらに、割増償却を5年間適用するものとして、下表のとおり適用件数を整理した。

	(適用年度) H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
(投資年度) H27	1	1	1	1	1			
H28		4	4	4	4	4		
H29			8	8	8	8	8	
H30				12	12	12	12	12
R元					10	10	10	10
R2						120	120	120
R3							55	55
R4								20
累計策定数	1	5	13	25	35	154	205	217
投資件数	0	1	3	5	7	31	41	43
適用件数 (11/35)	(実績) 0	(実績) 0	(実績) 1	(実績) 0	(実績) 1	(見込) 9	(見込) 12	(見込) 13

- ③ 減収額：産業振興施策促進事項に記載された目標投資額より1投資毎に割増償却額に法人税率を乗じて減収額を算出し、全投資の減収額の平均値9.1万円を求め、この値を各年度の適用件数に乗じて各年度の減収額を算出した。

令和2年度減収額  $\frac{9 \text{ 件}}{\text{(適用件数)}} \times 91 \text{ 千円/件} = 819 \text{ 千円}$   
 (適用件数) (1投資あたりの減収額)

令和3年度減収額  $\frac{12 \text{ 件}}{\text{(適用件数)}} \times 91 \text{ 千円/件} = 1,092 \text{ 千円}$   
 (適用件数) (1投資あたりの減収額)

令和4年度減収額  $\frac{13 \text{ 件}}{\text{(適用件数)}} \times 91 \text{ 千円/件} = 1,183 \text{ 千円}$   
 (適用件数) (1投資あたりの減収額)